



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

少年法「改正」法案の審議始まる ～ 法案の問題点の解消を！～

少年法「改正」法案は、2006年2月に国会に再上程され、本年11月14日から衆議院で審議に入り、正念場を迎えている。

本年1月17日までに、日弁連と全国52の全弁護士会が「改正」法案に反対する意見書や会長声明を出し、多くの市民団体や研究者も反対の声をあげ、法案の問題点の解消を求めている。

「厳罰」で少年非行を防止できるのか

今回の「改正」法案は、

- ① 14歳未満の少年も、児童自立支援施設送致だけでなく、少年院に収容できるようにする
- ② 保護観察中の遵守事項（定期的に保護司と面会すること、定職について働くことなど）を守らなかった少年を少年院に収容できるようにする
- ③ 触法少年や「ぐ犯少年である疑いのある者」についても、警察官の調査権限を付与する

など、「厳罰化」と警察権限の強化を打ち出している。

そもそも、いま少年非行が凶悪化しているとか、低年齢化しているなどという事実はない。2005年版犯罪白書によると、触法少年の検挙人員は、人口比（少年人口1,000人当たり的一般刑法犯検挙人員）で、1981年の8.9をピークに減少を続け、2004年は4.2で、1981年当時の半分以下である。2003年7月の長崎事件や2004年6月の佐世保事件という個別の事件をセンセーショナルに取り上げて、少年法や児童福祉法の理念を後退させる手法は、2000年少年法「改正」の誤りの繰り返しである。

具体的な事件を分析すると、重大な非行をおかした

少年ほど、成育過程で親から虐待を受けていたり、「いじめ」を受けていたなど、自己肯定感や自尊感情を持っていない子どもが多い。発達障害のある子どもが、周囲の障害への無理解のために、適切な援助を得られずに、深く傷ついていることもある。そのような少年を立ち直らせるために必要なのは、まず、ありのままの少年を受けとめ、福祉的・教育的援助を与えることである。

少年は、自らを受容され信頼されることではじめて、他人を受容し信頼することができるようになり、対人関係能力や社会適応能力を身に付けるようになる。

愛情に恵まれなかった子どもは、自分自身が尊重されることを体験するなかで、他者も尊重されるべき存在であることをあらためて認識し、被害者に対する真の贖罪感情が生まれる。触法少年、とりわけ重大な事件をおかした低年齢の子どもほど、その立ち直りと再非行防止のためには、温かい環境の中で「育てなおし」をすることこそが必要である。

警察の調査権限の拡大・強化

触法少年に対する警察官の聴き取り調査は、大人で

すら多くの実例がある自白強要の危険性を14歳未満の少年にそのまま持ち込むものである。弁護士も立ち合わず、ビデオ録画もない「密室」で警察官に對置させられた小学生や中学1・2年生が、どのような状態になるか容易に想像できる。しかも、法案では、触法少年に対する黙秘権や弁護人選任の告知規定すらない。

さらに、「改正」法案は、警察官に「ぐ犯少年である疑いのある者」に対する調査権限を付与しており、その影響は深刻である。調査の対象を「犯罪をおかすおそれの疑いのある者」とするのは、限定がないに等しく、事実上、全ての子どもが警察官に監視されることになる。警察官は、自らの判断で少年、保護者、関係者を呼び出し質問することができるようになる。この警察官の権限行使に抵抗しトラブルになると、場合によっては公務執行妨害罪で逮捕という事態もおこりかねない。

さらに、警察官は、学校や福祉団体、その他公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることもできるようになる。学校などでは、警察官の照会に対して子どもや保護者の情報をどこまで提供すべきかという難しい問題が生じ、教師と生徒との信頼関係にも重大な影響をもたらすことが予想される。

そして、警察官は、全ての子どもについて児童相談所や家庭裁判所に送致する必要があるかどうかを見きわめるとの理由をつけて、調査の名による子どもへの監視をいつまでも継続できるようになる。

2004年中に「喫煙」や「深夜はいかい」などの不良行為で警察が補導した少年は142万人にのぼる。10歳から19歳までの9人に1人が警察に声を掛けられている。今回の「改正」法案では、この警察の活動が法律上の権限によって裏付けられ、強化されることになる。まさに、警察による監視社会化が一層強まるのである。

● 少年の釈放による 国選付添人の選任終了

今回の法案は、短期2年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件で鑑別所送致がなされた少年に對

し、家庭裁判所が国選付添人を選任することができるとの制度を導入している。このことは、一步前進と評価できる。

しかし、法案は、選任に係る事件の終局決定が出る前に少年が釈放されたときは国選付添人選任の効力が失われるとしている。

これでは、「観護措置に対する異議申立」や「観護措置取消の申立」をして尽力した国選付添人は、その申立てが裁判官に認められた途端に、少年審判に出席する資格を失うことになる。また、試験観察の決定を受けて少年が釈放されることがあるが、この場合も国選付添人は資格を失う。試験観察は、少年の立ち直りにとってきわめて重要であり、試験観察期間中、多くの付添人が終局審判に向けて少年の要保護性が減少するように積極的な働きかけと援助の実践を積み重ねている。今回の「改正」法案は、少年審判手続における付添人の役割と活動に対する無理解を示すものであって、到底受け入れられない。

● 少年問題の現場からの 声を国会へ！

日弁連は、昨年3月に「少年法『改正』法案に対する意見書」をまとめ、「少年法『改正』問題Q&A」や漫画パンフ「少年法『改正』法案—ここが問題」などの各種パンフレットを作成し、昨年5月から本年12月までに、日弁連と東京三弁護士会共催の市民集会を6回、衆議院議員会館における院内集会を6回開催するなど、今回の法案の問題点を強く訴えてきた。少年問題に取り組んでいる市民団体も、連続的に集会を開催している。

法案審議が大詰めを迎えようとしているいま、弁護士会は、同法案の問題点を市民・マスコミに強く訴え、少年問題の現場からの声を緊急に国会審議に反映させなければならない。

(日弁連少年法「改正」問題緊急対策チーム
座長 斎藤 義房・委員 相川 裕)